

東京国際空港国際線地区貨物ターミナル
整備・運営事業

募集要項

国土交通省
東京航空局

【 目 次 】

1. 募集要項の公表日	1
2. 契約担当官	1
3. 担当部局	1
4. 募集要項等	2
5. 事業の概要	3
(1) 事業期間	3
(2) 事業場所	3
(3) 対象施設	3
(4) 事業方式	3
(5) 本事業の業務範囲	3
(6) 事業用地の貸付	4
(7) 事業期間及び本事業の実施に要する費用に関する事項	4
6. 事業者選定の手続き	4
(1) 本公募のスケジュール	4
(2) 事業者選定委員会の設置	5
7. 応募者の参加資格要件	5
(1) 応募者の構成	5
(2) 応募企業、構成員又は協力会社に共通の参加資格要件	7
(3) 設計企業の参加資格要件	8
(4) 施工監理企業の参加資格要件	9
8. 募集要項等に関する説明会の開催	9
9. 募集要項等に関する質問の受付及び回答の公表	10
(1) 質問の受付	10
(2) 回答の公表	10
10. 第一次審査	11
(1) 第一次審査資料の受付	11
(2) 第一次審査及び審査結果の通知	11
11. 守秘義務誓約書の提出及び守秘義務対象資料の貸与等	11
(1) 守秘義務誓約書の提出	11
(2) 守秘義務対象資料の貸与等	11
12. 補足資料の公表等	12
13. 第二次審査資料の受付	12
14. 事業者の決定方法	13
(1) 選定事業候補者等の決定方法	13
(2) 基本協定の締結	13

(3) 審査結果の公表	13
15. 契約保証金	13
16. 応募に関する留意事項	13
(1) 募集要項等の承諾	13
(2) 費用負担等	13
(3) 書面主義	14
(4) 通貨及び単位	14
(5) 応募者の提出書類	14
(6) 提出書類の取扱い	14
(7) 国からの提示資料の取扱い	14
(8) 応募者の複数提案の禁止	15
(9) 応募の無効	15
17. その他	15
(1) 特定事業の取り消し	15
(2) 情報提供	15

国土交通省東京航空局（以下「国」という。）は、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。）に基づき、特定事業として選定した「東京国際空港国際線地区貨物ターミナル整備・運営事業」（以下「本事業」という。）を実施する能力を有する事業者を選定し、当該事業者が設立する特別目的会社（以下「SPC」という。商法（明治 32 年法律第 48 号）に定める株式会社に限る。）に本事業を実施せしめることを計画している。

本募集要項は、国が計画する本事業の公募型プロポーザル方式による事業者の選定（以下「本公募」という。）に適用するものである。なお、本募集要項の適用期間は、本募集要項の公表日から事業契約の締結まで（以下この期間を「本公募期間」という。）であり、以降は基本協定及び事業契約の定めに従う。

本公募は、日本国の関係法令のほか、本募集要項及びその添付書類によるものとする。

1. 募集要項の公表日

平成 17 年 7 月 29 日（金）

2. 契約担当官

国土交通省 東京航空局長 城石 幸治

3. 担当部局

国土交通省東京航空局飛行場部首都圏空港整備調整課

住所 〒102-0074

東京都千代田区九段南 1-1-15 九段第二合同庁舎

電話 03-5275-9292（代表）内線 7338

ファックス 03-3221-3687

電子メールアドレス hnd-ctb-pfi@tcab.mlit.go.jp

本公募において担当部局の行う事務に関して、以下に示すアドバイザーを置く。

- ① 株式会社日本総合研究所
- ② 西村ときわ法律事務所
- ③ 株式会社日本空港コンサルタンツ

4. 募集要項等

本募集要項及びその添付書類は、以下の①から⑦までの書類（以下これらを総称して「募集要項等」という。）により構成される。①から⑥までの書類は、第一次審査資料及び第二次審査資料（以下これらを総称して「提出書類」という。）作成の前提条件であり、①から④までの書類は、事業契約締結時に契約関係当事者を拘束する要件となるものである。

また、12. の手続きに基づき配布する補足資料も募集要項等の一部を構成するものであり、特段の定めがない限り、いかなる補足資料（参考資料に該当する資料を除く。）も事業契約締結時に契約関係当事者を拘束する要件となるものとする。

- ① 募集要項
- ② 東京国際空港国際線地区貨物ターミナル整備・運営事業 業務要求水準書（以下「要求水準書」という。）
- ③ 東京国際空港国際線地区貨物ターミナル整備・運営事業 基本協定書（案）（以下「基本協定書（案）」という。）
- ④ 東京国際空港国際線地区貨物ターミナル整備・運営事業 事業契約書（案）（以下「事業契約書（案）」という。）
- ⑤ 東京国際空港国際線地区貨物ターミナル整備・運営事業 事業者選定基準（以下「事業者選定基準」という。）
- ⑥ 東京国際空港国際線地区貨物ターミナル整備・運営事業 提出書類の記載要領及び様式集（以下「記載要領」という。）
- ⑦ 参考資料

なお、本事業の基本的な考え方については、平成17年4月15日に公表した実施方針（添付資料を含む。以下「実施方針等」という。）と同様であるが、本事業の条件等について、実施方針等に関する質問・回答及び意見・提案を反映している。したがって、募集要項等と実施方針等及び実施方針等に関する質問・回答に相違のある場合は、募集要項等の規定内容を優先するものとする。ただし、募集要項等に記載がない事項については、実施方針等に関する質問・回答及び募集要項等に関する質問・回答によることとする。

5. 事業の概要

本事業は、募集要項等に従い、以下に示す業務を実施するものである。

(1) 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結の日から借地期間の満了時までとする。借地期間については、対象施設の工事着工日から30年間とする。また、対象施設の供用開始は、平成21年12月を予定している。詳細については、事業契約書(案)を参照のこと。

(2) 事業場所

東京都大田区羽田空港二丁目

貸付対象敷地面積 170,835.83 m²

(C I Q貨物合同庁舎敷地を含む。)

(3) 対象施設

本事業の対象となる施設(以下「対象施設」という。)は、以下のとおりである。

- ・貨物上屋
- ・ULD置場
- ・トラックヤード
- ・従業員用駐車場
- ・構内道路
- ・トラック待機場
- ・立入禁止柵・ゲート
- ・その他付帯施設

(4) 事業方式

S P Cは、対象施設を設計、施工監理し、事業期間が終了するまでの期間対象施設を所有するとともに、維持管理及び運営業務を実施し、事業期間終了時において、国又は国が指定する第三者がS P Cから対象施設を時価で買い取ることでできる方式とする。

(5) 本事業の業務範囲

本事業の業務範囲は、以下のとおりである。

- ① 対象施設の運営に関する業務

S P Cは、事業期間中、以下の運営に関する業務を行う。

- ・貨物取扱業務
- ・航空運送事業者等に対する施設貸与業務
- ・警備業務 等

② 対象施設の設計に関する業務

S P Cは、対象施設の設計を行う。

③ 対象施設の施工監理に関する業務

S P Cは、対象施設の施工を実施する事業者を、W T O政府調達協定に準じて国が別途指定する手続きに基づき、一般競争入札により選定、発注するとともに、対象施設の施工監理を行う。

④ 対象施設の維持管理に関する業務

S P Cは、事業期間中、対象施設の点検保守及び必要に応じた更新並びに清掃等を行う。

(6) 事業用地の貸付

国は、本事業の用に供するため、行政財産である貸付対象敷地をS P Cに有償で貸し付ける。詳細については、事業契約書（案）を参照のこと。

(7) 本事業の実施に要する費用に関する事項

国は、事業契約書に特段の定めがある場合を除き、S P Cに対して本事業の実施に要する費用を支払わないものとする。S P Cは、本事業の実施に要する費用を利用者からの貨物取扱料金等により回収するものとする。

6. 事業者選定の手続き

(1) 本公募のスケジュール

募集要項等の公表後、基本協定締結に至るまでのスケジュールは概ね以下のとおりである。

平成17年	7月29日	募集要項等の公表
平成17年	7月29日	募集要項等に関する質問受付期間
～	8月22日	

平成17年 8月 8日	募集要項等に関する説明会
平成17年 9月16日	第一次審査資料の提出期限
平成17年10月 7日	第一次審査結果の通知
平成17年10月21日	募集要項等に関する質問の回答公表
平成18年 2月 3日	第二次審査資料の提出期限
平成18年 4月中旬	選定事業候補者の決定
平成18年 5月	基本協定の締結

(2) 事業者選定委員会の設置

国は、10.(2)の第二次審査参加者の選定及び14.(1)の選定事業候補者等の決定にあたり、PFI法第8条に定める客観的な評価を行うために、平成17年7月28日付けで「東京国際空港国際線地区貨物ターミナル整備・運営事業事業者選定委員会」（以下「事業者選定委員会」という。）を設置した。

事業者選定委員会の構成員は以下のとおりである。なお、事業者選定委員会の開催は非公開とする。

山内 弘隆 一橋大学大学院商学研究科教授
 屋井 鉄雄 東京工業大学大学院総合理工学研究科教授
 上山 良子 長岡造形大学名誉教授
 金子 孝文 政策研究大学院大学教授
 前田 博 西村ときわ法律事務所弁護士
 国土交通省航空局飛行場部管理課長
 国土交通省航空局飛行場部計画課長
 国土交通省東京航空局飛行場部長

7. 応募者の参加資格要件

(1) 応募者の構成

① 応募者は、③に掲げる業務等を実施する予定の単体企業（以下「応募企業」という。）又は複数の企業によって構成されるグループ（以下「応募グループ」という。）とする。

また、応募者は応募企業又は応募グループを構成する企業（以下「構成員」という。）が本事業の遂行上果たす役割等を明らかにする。応募グループにあっては構成員から代表となる企業（以下「代表企業」という。）を定めるとともに、当該代表企業が応募手続を行うこととする。なお、応募企業は代表企業を兼ねるものとする。

② 応募企業又は構成員は、SPCに出資を行うものとする。詳細については、基本協定書（案）を参照のこと。

③ 応募者は、応募にあたり、応募企業、構成員又は協力会社（応募企業又は構成員以外の者で、事業開始後、SPCから直接以下の業務を受託し、又は請け負うことを予定している者をいう。以下同じ。）を明らかにする。

また、SPCからの受託又は請負により応募企業、構成員又は協力会社が以下の業務に携わることを予定している場合には、応募者はその旨を明らかにする。

（ア）対象施設の運営に関する業務

（イ）対象施設の整備に関する業務

（A）対象施設の設計に関する業務

（B）対象施設の施工監理に関する業務

（C）対象施設の維持管理に関する業務

なお、応募企業、構成員又は協力会社のうち一者が、上記の複数の業務を兼ねて実施することは妨げない。また、各業務を、応募企業、構成員又は協力会社の間で分担することは差し支えない。

④ 応募企業、構成員又は協力会社と同一の者又は相互に資本関係若しくは人的関係のある者が、5.（5）③に示すところの対象施設の施工を実施する事業者となることはできないこととする。

⑤ 上記④の「資本関係」又は「人的関係」のある者とは、次に定める基準に該当する場合をいう（以下同じ。）。

（ア）資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（商法第211条の2第1項及び同条第3項の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- (A) 親会社（商法第211条の2第1項及び同条第3項の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
- (B) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
- (イ) 人的関係
 - 以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(A)については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。
 - (A) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
 - (B) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
- (ウ) その他事業者の選定の適正さが阻害されると認められる場合
 - その他上記（ア）又は（イ）と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

⑥ 本公募期間において、代表企業、構成員又は協力会社の変更は認めない。ただし、第二次審査資料の提出期限の日から選定事業候補者の決定の時までの期間を除き、代表企業、構成員又は協力会社を変更せざるを得ない事情が生じた場合は、国と協議するものとし、国がその事情を検討のうえ、変更を認めた場合はこの限りではない。

⑦ 本公募期間において、応募企業、構成員又は協力会社のいずれかが、他の応募企業、構成員又は協力会社となることは認めない。

⑧ 本公募期間において、当該応募企業、構成員又は協力会社のいずれかと資本関係又は人的関係のある者が、他の応募企業、構成員又は協力会社となることは認めない。ただし、当該応募者の協力会社と資本関係又は人的関係のある者が他の応募者の協力会社である場合を除く。

(2) 応募企業、構成員又は協力会社に共通の参加資格要件

- (ア) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (イ) 会社更生法に基づく更生手続の開始の申立てがなされていない者又は民事再生法に基づく再生手続の開始の申立てがなされてい

ない者であること。

- (ウ) 第二次審査資料の提出期限の日から選定事業候補者の決定の時までの期間に、東京航空局長（以下「局長」という。）から「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和 59 年 6 月 28 日付け空経第 386 号）に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (エ) 国が本事業に関する検討を委託した株式会社日本総合研究所（同協力事務所として西村ときわ法律事務所及び株式会社日本空港コンサルタンツ）又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連のある者でないこと。
 - （注）「資本面において関連のある者」とは、当該会社の総株主の議決権の過半数を超える議決権を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資を行っている会社をいい、「人事面において関連のある者」とは、当該会社の代表権を有している役員を兼ねている場合の会社をいう（(オ)において同じ）。
- (オ) 事業者選定委員会の委員が属する企業又はその企業と資本面若しくは人事面において関連のある者でないこと。

なお、外国法人においては、上記(ア)及び(イ)について、その適用法令において同等の要件を満たしていると国が確認できることが必要である。

(3) 設計企業の参加資格要件

対象施設の設計に関する業務に携わる応募企業、構成員又は協会社（以下「設計企業」という。）は、以下の要件を満たすこと。

- (ア) 東京航空局における「建設コンサルタント業務」に係る平成 17・18 年度一般競争参加資格の決定を受けていること（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査を受けていること。）。
- (イ) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条に基づく一級建築士事務所の登録を行っている者であること。
- (ウ) 対象施設の設計に関する業務を複数の設計企業が分担して行う場合にあつては、いずれの設計企業においても(ア)及び(イ)を満たすこと。

しているものであること。

(4) 施工監理企業の参加資格要件

対象施設の施工監理に関する業務に携わる応募企業、構成員又は協力会社（以下「施工監理企業」という。）は、以下の要件を満たすこと。

- (ア) 東京航空局における「建設コンサルタント業務」に係る平成17・18年度一般競争参加資格の決定を受けていること（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査を受けていること。）。
- (イ) 建築士法第23条に基づく一級建築士事務所の登録を行っている者であること。
- (ウ) 対象施設の施工監理に関する業務を複数の施工監理企業が分担して行う場合にあつては、いずれの施工監理企業においても(ア)及び(イ)を満たしているものであること。

8. 募集要項等に関する説明会の開催

国は、募集要項等に関する説明会（以下「説明会」という。）を、以下のとおり、開催する。

なお、説明会に参加する者は募集要項等を持参すること。

- ① 日時
平成17年8月8日（月）9：00から12：00まで
- ② 会場
東京都千代田区九段南1-1-15 九段第二合同庁舎
14階共用会議室
- ③ 申込方法
説明会に参加を希望する場合は、記載要領に定める参加申込書を3.の担当部局へ持参又は郵送等（書留郵便等配達した記録が残るものに限る。以下同じ。）により申込むこと。なお、会場での直接による申込み及び電送による申込みは受け付けない。
- ④ 受付期限
平成17年8月4日（木）17：00まで（必着）
- ⑤ その他

説明会への申込みは、原則として10.(1)の参加表明書の提出を予定する者のみとする。

9. 募集要項等に関する質問の受付及び回答の公表

(1) 質問の受付

① 受付期間

平成17年7月29日(金)公表後より

平成17年8月22日(月)17:00まで(必着)

② 提出方法

募集要項等に関する質問の内容を簡潔にまとめ、記載要領に定める質問書に記入し、次のいずれかの方法により、3.の担当部局に提出すること。

なお、質問を公表された場合に提出者自身の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある内容(特殊な技術やノウハウ等)が含まれる場合は、その旨を明らかにすること。

- ・電子メールによる場合は、質問を添付ファイルとし、着信を確認すること。

- ・紙による場合は、印刷物を添付のうえフロッピーを郵送等により提出すること(受付期間内に到達すること。)。持参によるものは受け付けない。

いずれの場合も、文書は、Microsoft Excelにより作成することとし、提出者の部署、氏名、電話及びファクシミリ番号並びにメールアドレスを必ず記載すること。なお、提出されたフロッピー、印刷物等は返却しない。提出方法に関する問合せ先は、3.の担当部局とする。

(2) 回答の公表

① 回答方法

国は、質問者が提出時に明らかにした質問者自身の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、募集要項等に関する質問及び質問に対する回答を、②の予定日に、国土交通省東京航空局のホームページへの掲載その他適宜の方法により公表する(公平を期すため、質問を提出した者への直接回答は行わない。)

② 回答公表予定日

平成17年10月21日(金)

なお、応募者が第一次審査資料作成にあたって早期に了知する必要があると判断される質問に関しては、回答公表予定日以前に回答を公表することがある。

なお、10.(2)の第二次審査参加者とならなかった応募者の質問に関しては、回答しないことがある。

10. 第一次審査

(1) 第一次審査資料の受付

応募者は、募集要項等に定めるところにより、参加表明書及び第一次審査に必要な資料を提出する。参加表明書及び第一次審査書類については、記載要領に定めるところに従い作成すること。

① 提出期限

平成17年9月16日(金) 17:00まで(必着)

② 提出方法

第一次審査資料の提出は、3.の担当部局へ持参することにより行うものとし、郵送等又は電送によるものは受け付けない。

(2) 第一次審査及び審査結果の通知

国は、応募者の参加資格要件(7.(2)から(4)の参加資格要件をいう。)の有無の確認に加え、事業者選定基準に示す事項について、応募者が提出する第一次審査資料を総合的に審査し、応募者の中から第二次審査に参加するにふさわしい者(以下「第二次審査参加者」という。)を選定する。詳細については、事業者選定基準を参照のこと。

国は、第一次審査の結果を、代表企業に対して、平成17年10月7日(金)までに書面により通知する。

11. 守秘義務誓約書の提出及び守秘義務対象資料の貸与等

(1) 守秘義務誓約書の提出

第一次審査参加者は、第一次審査資料提出後、守秘義務対象資料の貸与を受けるため、記載要領に定める誓約書等を3.の担当部局まで提出しなければならない。

国は、誓約書等を提出した者に対して、登録受付番号を交付する。

(2) 守秘義務対象資料の貸与等

国は、登録受付番号を交付された第一次審査参加者のみに、以下により守秘義務対象資料を貸与する。

- ① 守秘義務対象資料内訳
要求水準書を参照のこと。
- ② 守秘義務対象資料の受付期限等
 - (ア) 貸与の受付期限
平成17年9月22日(木) 17:00まで(必着)
 - (イ) 返還期限
平成18年2月10日(金) 17:00まで(必着)
ただし、第二次審査参加者に選定されなかった者は、平成17年10月14日(金) 17:00までに返還すること。
 - (ウ) 貸与形態
電子媒体(CD-R)とする。
 - (エ) 貸与場所及び返還場所
3. の担当部局。
 - (オ) 申込方法
記載要領に定める様式により、(エ)の貸与場所まで持参すること。

12. 補足資料の公表等

国は募集要項等を補足するための資料(以下「補足資料」という。)を公表又は配付することができる。ただし、国の補足資料の配付期限は平成17年12月28日(水)とし、以降補足資料の配布は行わないものとする。

補足資料を公表する場合は、国土交通省東京航空局のホームページにて行い、第二次審査参加者へ配付する場合は、第二次審査参加者の登録電子メールアドレス宛への電子メールによる送信その他国が適切と見なす方法により行うものとする。

13. 第二次審査資料の受付

第二次審査参加者は、募集要項等の定めるところにより、第二次審査資料を提出する。なお、国は、第二次審査資料の受付に関して、事前に追加の質問を受け付けることがある。

- ① 提出期限
平成18年2月3日(金) 17:00まで(必着)
- ② 提出方法
第二次審査資料の提出は、3. の担当部局へ持参することにより行うものとし、郵送等又は電送によるものは受け付けない。

14. 事業者の決定方法

(1) 選定事業候補者等の決定方法

国は、第二次審査参加者が提出する第二次審査資料について、事業者選定基準に示す事項について総合的に審査を行う。

国は、審査の結果を踏まえ、選定事業候補者及び次点選定事業候補者を決定する。国は、その結果を、各第二次審査参加者に通知する。

(2) 基本協定の締結

選定事業候補者は国と速やかに基本協定を締結しなければならない。国は、当該選定事業候補者との間で、事業契約の内容等の詳細について協議を行う。協議が整った場合は、当該選定事業候補者が設立するSPCと事業契約を締結する。

選定事業候補者と速やかに基本協定が締結されない場合又は事業契約の内容等の詳細についての協議が整わない場合は、国は、次点選定事業候補者とあらためて基本協定の締結等を行う。

(3) 審査結果の公表

国は、審査結果（第一次審査結果を含む。）及び審査の評価の過程について、国土交通省東京航空局のホームページへの掲載その他適宜の方法により公表する。

15. 契約保証金

本契約に係る契約保証金は免除する。

16. 応募に関する留意事項

(1) 募集要項等の承諾

応募者は、募集要項等（参考資料を除き、補足資料及び質問回答を含む。）に記載の条件を十分に理解し、これに承諾して応募すること。応募をした者は、応募後、募集要項等についての不明を理由に異議を申し立てることはできない。

(2) 費用負担等

本公募期間のすべての手続きのうち、応募者として実施する行為に関しては、応募者自らの責任と費用負担によりこれを行う。

(3) 書面主義

本事業に関するすべての意思疎通は書面によるものとし、使用する言語は日本語とする。応募者が日本国外の企業から構成される場合、日本語と英語の併記を認めるが、その内容が異なるときは日本語の記述が優先される。また、参加資格に関わる資料の付属資料として応募者から提供される印刷物については外国語のものも認められるが、その場合、関連部分について日本語による正確な翻訳を添付するものとし、かかる場合、参加資格の解釈との関係では翻訳が優先されるものとする。

(4) 通貨及び単位

本公募に関する提出書類、質疑、審査等において使用する通貨及び単位は、日本円及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。

(5) 応募者の提出書類

提出書類は記載要領に従い作成すること。

(6) 提出書類の取扱い

応募者の提出書類の取扱いは以下のとおりとする。

① 著作権

応募者の提出書類の著作権は、当該提出書類を提出した応募者に帰属する。なお、本事業の公表その他国が必要と認めるときは、国は提出書類の全部又は一部を無償で使用できるものとする。

なお、提出書類は応募者に返却しない。

② 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じる責任は、応募者が負う。

③ 資料の公開について

国は、必要に応じて、応募者の提出書類（選定に至らなかった応募者からのものを含む。）の一部を公開する場合がある。

(7) 国からの提示資料の取扱い

国が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することは

できない。

(8) 応募者の複数提案の禁止

応募者は複数の提案を行うことはできない。

(9) 応募の無効

次のいずれかに該当する場合は応募を無効とする。

- ① 参加資格のない者が応募したとき
- ② 提出書類が不足しているとき
- ③ 提出書類が記載要領に従い記載されていないとき
- ④ 提出書類の提出方法、提出先、提出期限に適合しないとき
- ⑤ 応募手続きにおいて不正な行為があったとき
- ⑥ 提出書類に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき
- ⑦ 虚偽の内容が記載されているとき
- ⑧ 2通以上の提出書類を提出したとき
- ⑨ その他募集要項等に定める条件に違反したとき

17. その他

(1) 特定事業の取り消し

国は、民間事業者の募集、評価、選定に係る過程において、応募者がいない場合、あるいは本事業をPFIにより実施することが適当でないと判断した場合は、事業者を選定せず、特定事業の選定を取り消すものとする。この場合、国は、この旨を速やかに公表するものとする。

(2) 情報提供

本事業に関する情報提供は、以下のホームページを通じて適宜行う。

国土交通省東京航空局のホームページ

(http://www.mlit.go.jp/tokyo_cab/index_flash_ver_02.html)